

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業中讃南部地区（湊野工区）の換地計画を定めた。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成22年7月29日から同年8月18日まで縦覧に供する。

平成22年7月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀